

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

人 安 第 5 1 号

令 和 6 年 6 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察スクールサポーター設置要綱の制定について

見出しについては、平成19年度から運用しているところであるが、この度、「青森県警察スクールサポーター設置要綱」を別添のとおり制定し、令和6年7月1日から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって「青森県警察スクールサポーター運用要綱の制定について」（令和2年3月31日付け少安第929号）は廃止する。

担当 人身安全対策課少年対策係

別添

## 青森県警察スクールサポーター設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第19条、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）第20条の2及び職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第30条の10の規定により青森県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の任用、身分、職務、報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 警察本部長が指定する警察署（以下「勤務場所」という。）にスクールサポーターを置き、当該警察署の管轄区域内において職務を行わせるものとする。

2 警察本部長は、特に必要があると認めるときは、スクールサポーターに勤務場所の管轄区域以外の場所において職務を行わせることができる。

(身分)

第3 スクールサポーターは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(任用)

第4 スクールサポーターは、生活安全警察についての知識を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、選考の上、任用通知書により警察本部長が任用する。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

2 スクールサポーターの任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

(条件付採用期間)

第5 スクールサポーターの採用は、全て条件付のものとし、スクールサポーターがその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満た

ないスクールサポーターについては、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

(公募によらない再度の任用)

第6 スクールサポーターとして任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、原則として通算3年を超えて任用をすることはできない。

2 前項による再度任用の場合にあっても、第5の条件付採用が適用されるものとする。

(職務)

第7 スクールサポーターは、学校及び地域における非行防止、児童等の犯罪被害防止を図るため、勤務場所の生活安全課長又は刑事生活安全課長の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

(1) 少年の非行防止、立ち直り支援等

ア 学校への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導・助言及び生徒指導推進協力員等との連携

イ 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動

ウ 学校周辺における少年のたまり場への管理者対策、有害図書の撤去等による有害環境の浄化活動

(2) 学校等における児童生徒の安全確保対策

ア 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領等の点検及び助言

イ 教職員、スクールガード、スクールガードリーダー、防犯ボランティア団体等と連携した学校内、通学路等における合同パトロール

ウ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成支援

(3) 非行・犯罪被害防止教育の支援等

ア 学校等において行う非行・犯罪被害防止教室や薬物乱用防止教室の指導及び支援

イ 学校への不審者侵入時の防犯訓練の指導及び助言

(4) 地域安全情報等の把握と提供

ア 警察が行う学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築の支援

イ 児童生徒を対象とした犯罪、不審者等に関する情報の把握及び把握した情報の学校、地域住民等への積極的な提供

ウ 非行等問題行動に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への情報提供

(5) その他児童生徒の安全確保対策

(身分証)

第8 スクールサポーターは、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に身分証明書（別記様式第1号）を携帯しなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第9 スクールサポーターの勤務日は、1週間につき29時間を越えない範囲内において勤務場所の警察署長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。

2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

(休暇等)

第10 スクールサポーターの休暇の種類、期間及び単位は、青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和2年3月青森県警察本部訓令第8号）の規定による。

2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の適用を受ける職員の例による。

(報酬等)

第11 スクールサポーターの報酬は月額とし、その額は別に定めるとする。

2 スクールサポーターの報酬、超過労働報酬、休日労働報酬、夜間労働報酬、期末手当等の計算期間、支給日、その他の支給方法については、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の規定により支給する。

(費用弁償)

第12 スクールサポーターが公務のため旅行したときは、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。

2 スクールサポーターが通勤をしたときは、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の費用弁償の規定により、その通勤に係る費用を弁償する。

(営利企業への従事等の届出)

第13 スクールサポーターは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、警察本部少年担当課長に対し、営利企業への従事等の

届出（別記様式第2号）により、その概要を届け出なければならない。

2 警察本部少年担当課長は、届出の内容を確認した上で、スクールサポーターの職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

#### （服務）

第14 スクールサポーターの服務については、別に定めがあるものを除くほか、前条第1項及び青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）に定める一般職員に関する規定を準用する。

#### （人事評価の実施）

第15 スクールサポーターの執務について人事評価を行う。

2 人事評価の実施方法については、別に定めるところによる。

#### （任用通知書等）

第16 スクールサポーターの任用は、任用通知書（別記様式第3号）及び勤務条件に関する書面（別記様式第4号）を交付して行うものとする。再度の任用も同様とする。

#### （退職承認通知書）

第17 スクールサポーターが任用期間の途中で退職する場合は、勤務場所の警察署長を経て警察本部長に内申するものとする。

2 退職承認は、退職承認通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

#### （災害補償）

第18 スクールサポーターの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39条）に定めるところによる。

#### （社会保険等）

第19 スクールサポーターの社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

#### （活動上の留意事項）

第20 スクールサポーターは、第14のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) スクールサポーターは、その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。
- (2) スクールサポーターは、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂

行のために用いること。

- (3) スクールサポーターは、その職務を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することがないようにすること。
- (4) スクールサポーターは、効率的な活動を行うため、勤務場所の生活安全課員又は刑事生活安全課員と緊密な連携を保つこと。

(報告)

- 第21 スクールサポーターは、翌月の活動計画をスクールサポーター月間活動計画表(別記様式第6号)により、毎月25日まで、勤務場所の警察署長に報告するものとする。
- 2 スクールサポーターは、勤務中の取扱事項をスクールサポーター活動日誌(別記様式第7号)により勤務場所の警察署長に報告するものとする。
- 3 警察署長は、当該所属のスクールサポーターの活動状況についてスクールサポーター活動月報(別記様式第8号)により翌月10日までに、また、スクールサポーターの職務に伴う反響、効果的活動事例、紛議、災害事故の発生等についてはその都度、書面により、速やかに警察本部長に報告するものとする。

別記様式第1号（要綱第8関係）

第 号	
青森県警察スクールサポーターの証	
 (顔写真)	氏名
	年 月 日生
	年 月 日
	青森県 警察本 部長の印

Dimensions: 2 (width of photo), 3 (height of photo), 6 (total height), 9 (total width)

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

営利企業への従事等の届出

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所属名  
職 名  
氏 名

下記の営利企業の従事等について届け出ます。  
なお、下記の営利企業への従事等により、青森県警察職員の信用失墜につながる行為はしないことを誓います。

兼業先	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
従事する業務	業 務 内 容		
	雇 用 形 態	常勤 ・ 非常勤 (いずれかを○で囲む)	
	雇 用 契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
	勤 務 日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (勤務日を○で囲む)	
		週 ( ) 日	月 ( ) 日
勤 務 時 間	時 分 から 時 分 まで 週 ( ) 時間		

青森県警察本部

任 用 通 知 書

（氏 名）

異動内容

青森県警察スクールサポーターを命ずる

月額            円を給する

任用期間        年    月    日まで

〇〇警察署勤務を命ずる

年    月    日

青森県警察本部長

勤 務 条 件 に 関 す る 書 面

殿

- 1 任用期間
- 2 勤務場所
- 3 勤務内容
- 4 任用期間の更新の有無に関する事項
  - (1) 更新の有無
  - (2) 更新の判断基準
- 5 公募によらず再度の任用を行うことに関する事項
  - (1) 公募によらず再度の任用を行うことの有無
  - (2) 公募によらず再度の任用を行うこと判断基準
- 6 勤務時間等に関する事項
  - (1) 勤務日及び勤務時間等
  - (2) 時間外・休日・夜間勤務の有無
  - (3) 休暇
- 7 報酬に関する事項
  - (1) 報酬の額
  - (2) 報酬の計算期間
  - (3) 報酬の支払日
  - (4) その他の報酬に関する事項
- 8 その他の給付に関する事項
- 9 服務に関する事項
- 10 退職に関する事項
  - (1) 1及び4の任用期間の満了に伴い退職となる。
  - (2) 免職事由及び手続
    - ア 地方公務員法第28条及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による
    - イ 地方公務員法第29条の規定による

青森県警察本部

退職承認通知書

（氏名）

（所属）

異動内容

退職することを承認する

年 月 日

青森県警察本部長

スクールサポーター一月間活動計画表（ 年 月）

氏名 \_\_\_\_\_

日	曜	活動予定内容		備考
		午 前	午 後	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				



別記様式第8号（要綱第21の3関係）

スクールサポーター活動月報（ 年 月分）

日	曜日	勤務日	非行防止、立ち直り支援等			学校等における児童等の安全確保対策			犯罪被害防止・非行防止教育の支援等		地域安全情報等の把握と提供			その他の安全確保対策	具体的内容
			少年非行事案等に対する指導・助言等	連携街頭補導活動	有害環境の浄化活動	学校施設や対応要領等の点検及び助言	学校内、通学路等における合同パトロール	地域安全マップの作成支援	各種教室の指導及び支援	防犯訓練の指導及び助言	情報共有のためのネットワーク構築の支援	犯罪、不審者等に関する情報の把握及び提供	非行等問題に関する情報の把握と提供		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

※ 1日における各活動の実施回数を記載する。

「その他児童生徒の安全確保対策」を実施した場合は、その具体的内容を記載する。